

# 相続手続き ～必要書類編 戸籍③～

前回まで、表現を『戸籍謄本』で統一してきましたが、市区町村にある申請書を見ると戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本・・・と区分されています。どれも基本的には同じなのですが、今回はその違いなどを少しだけ細かく見ていきます。

## (5) 戸籍謄本とは？

正式名称を『戸籍全部事項証明書』と言い、戸籍簿に載っている全ての写しとなります。一方、この戸籍に乗っているメンバーのうち、特定の人だけが記載されているのが戸籍抄本（正式名称は『戸籍個人事項証明書』）です。

## (6) 除籍謄本とは？

除籍とは、文字通り戸籍（簿）から籍が除かれることを意味します。死亡の場合はもちろん、結婚等により新たな戸籍に入る場合もその戸籍から除籍されます。このとき、戸籍謄本に記載されている全ての人々が除籍になった謄本のことを除籍謄本と呼びます【図1】。保険会社などの必要書類の案内に『被相続人の除籍謄本』と記載されていることがありますが、必ずしも除籍謄本とは限らず、配偶者・子供等の一人でもその戸籍に残っていれば、上記(5)の戸籍謄本を請求することになります【図2】。

## (7) 改製原戸籍とは？

戸籍法の改正で職権により新しい戸籍ができた（改製された）場合、その改製により古くなった戸籍のことを改製原戸籍と呼びます。『かいせいげんこせき』と読みますが、現在戸籍を意味する現戸籍と区別するために敢えて『かいせいほらこせき』と呼ぶと通っぽく見えます(?)。

## (8) 自分の戸籍がどこにあるかわからない？

被相続人の、あるいは自分の戸籍がどこにあるかわからない場合もあるかもしれません。その場合は、お住まいの市区町村に本籍地の記載のある住民票を請求すると判明します。

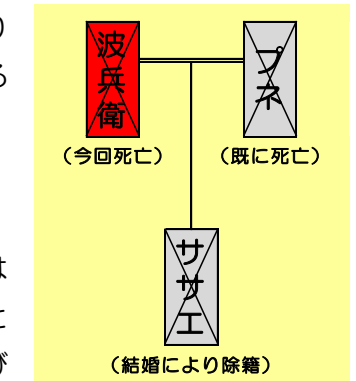
## (9) 手数料など

戸籍謄本は450円、除籍謄本と改製原戸籍謄本はそれぞれ1通当たり750円となっています。郵送の場合（現在、ほとんど全ての市区町村のホームページから申請書のダウンロードが可能です）は定額小為替を同封しますが、出生まで遡る場合は意外と通数が多くなる場合がありますので、多めに定額小為替を同封すると二度手間になりません（だいたい3～5種類ぐらいですが、電話で問い合わせてもまず教えてくれません）。また、もちろんその市区町村に本籍地があるところまでしか発行されませんので、その前の本籍地が他の市区町村にあることが判明した場合は、別途そちらへ請求することになります。

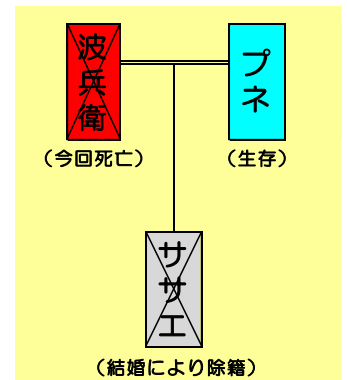
## (10) 結論

『被相続人〇〇の出生から死亡までの全ての戸籍をお願いします』と言えば、謄本の種類などいちいち考えなくてもお任せで役所がやってくれます。

とら『それを言っちゃあ、おしめえよ』



【図1】



【図2】

